

事業引継ぎ相談申込書

宮崎県事業引継ぎ支援センター

FAX:0985-72-5152

※下の太枠内にご記入の上、FAX又はご郵送下さい。受付後、折り返し「希望連絡先」宛てに担当者よりお電話致します。

フリガナ		フリガナ		年齢
事業所名		代表者名 (役職)	()	歳
所在地	〒 -	フリガナ		年齢
		相談者名 (役職)	()	歳
TEL(会社)		希望連絡先		
FAX(会社)		創業・設立		
業種		取扱商品		
従業員数	人(うちパート 人)	資本金		
相談内容	※該当する項目にチェックをいれてください <input type="checkbox"/> 事業の譲渡 <input type="checkbox"/> 事業の譲受 <input type="checkbox"/> 事業承継 <input type="checkbox"/> その他()			
相談の具体的な内容				

※ご相談時にお持ちいただく書類(譲渡希望及び事業承継の場合は3期分・譲受希望及びその他の場合は1期分必要です)

<input type="checkbox"/> 決算書(個人は確定申告書)	<input type="checkbox"/> 決算内訳書	<input type="checkbox"/> 税務申告書
<input type="checkbox"/> 法人の登記簿謄本	<input type="checkbox"/> 会社案内・カタログなど	

※当センターはどこでお知りになりましたか?

<input type="checkbox"/> 商工会議所・商工会	<input type="checkbox"/> 金融機関	<input type="checkbox"/> 当センターホームページ
<input type="checkbox"/> 専門家(税理士・コンサルタント)	<input type="checkbox"/> セミナー・講演会	<input type="checkbox"/> その他()

紹介者(機関) _____

・ご記入頂いた情報は、当支援センターの業務に利用いたします。なお、当センターの外部専門家(弁護士・公認会計士等)及び関係機関(九州経済産業局・中小企業庁・中小企業基盤整備機構中小企業事業引継ぎ支援全国本部)に開示することがあります。

・当センターでは、融資及び融資のあっせんは行っておりません。・当センターでは、後継者不在の事業者の紹介・リストの開示は行っていません。

中小企業の事業承継を支援する公的機関

宮崎県事業引継ぎ支援センター

親族内承継?
役員・従業員承継?
第三者承継?

もし廃業すると
どうなるの
かなあ?

自社株式の承継は?
事業用資産の承継は?
必要な資金は?
税金は?



社長、後継者問題を先送りしていませんか?

会社を存続させていく上で、事業承継の問題は避けて通ることができません。事業承継は全ての企業で必ず起こります。けれども、『まだ元気だ。当分やれる!』『後継者はいない。どうしていいのかわからない』などの理由で、多くの経営者がその対策を先送りにしがちです。

しかしながら、事業承継対策には準備に時間がかかることが多いのも事実です。

対策を怠れば、いざ事業承継をするときには、『相続を巡ってのもめ事が起きる』『後継者に経営ノウハウがない』『後継者が取引先・従業員の信頼を得られない』などの問題が発生する恐れがあります。そうならないためにも、計画的な取り組みが重要です。



宮崎商工会議所

宮崎県事業引継ぎ支援センター

TEL **0985-72-5151** にご相談下さい。

個別の事情に応じて、税務、法務等の外部専門家の助言も得られるようアレンジします。
なお、その際は自己負担が生じる場合もあります。

〒880-0811 宮崎市錦町1番10号KITEN7階

メール shokei@miyazaki-cci.or.jp

相談
無料

秘密
厳守

相談開設日

- 毎週月～金曜
- 9時～17時(年末年始、祝日除く)
(詳しくは裏面をご覧下さい)

ご相談のお申込みは**お電話**もしくは、**裏面申込書**をFAXにてお送りください。

事業承継の悩みは各社各様です

このような悩みはございませんか

子供(親族)への計画的な事業承継をしたい!

後継者と一緒に経営全般を見直したい
財産承継や相続紛争について相談したい

親族内承継

従業員に後継者として会社を任せたい!

後継者と一緒に経営全般を見直したい
事業を引き継ぐ手続きについて相談したい

役員・従業員承継

後継者候補を新たに探してほしい!

後継者候補をどのように探せばよいか?

後継者人材バンク

他の企業に会社(事業)を売却したい!

自社(事業)がどれぐらいの価格で売却できるか?
交渉や契約の流れについて相談したい

登録支援機関 センター

当事者同士では承継の合意はできているが不安だ!

進め方や手続きについてアドバイスしてほしい

センターによる支援

他の企業(事業)を買収したい!

相手をどのように探せばよいか?交渉や契約の流れについて相談したい

登録支援機関 センター

センターの支援内容



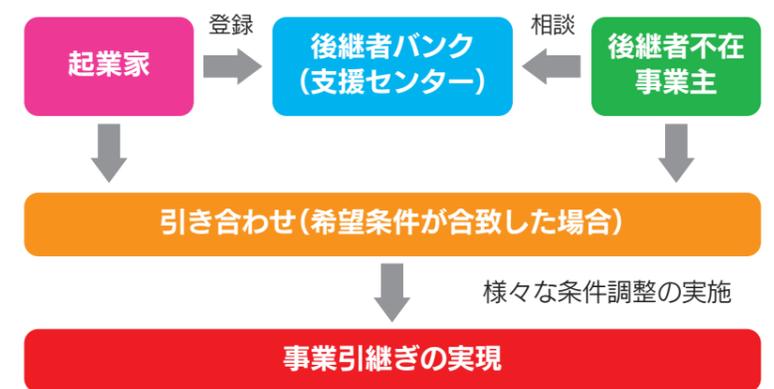
- すべての相談についてセンターが一次対応を行います。
- 内容把握と方向性が定まった時点で二次及び三次対応に移行します。
- センターでは、相談者の意向に沿って業務を進めていきます。
- 登録支援機関とは、センターとの間で包括的な機密保持契約を締結した民間のM&A専門会社です。
- 二次対応とは登録支援機関による支援 三次対応とはセンターによる支援

後継者人材バンクとは

後継者不在に悩む小規模事業者(中小企業者も含む)、起業を目指す意欲のある起業家とをマッチングし、企業(事業)の継続を図るものです。

起業家の登録

起業家の登録には、連携創業等支援機関(商工会議所・商工会等)の推薦が必要となります。
(まずはセンターにお電話でご相談ください)



次の表は後継者区分別の事業承継の特徴です。

承継者区分	メリット	課題
親族	①従業員や取引先などから情動的な理解を得られやすい ②承継のタイミング・期間が柔軟に決められる	①当人に承継の意思がない、または資質がないこともある ②相続人が複数いる場合、後継者の決定・経営権の集中が困難 ③育成のために時間がかかる
役員・従業員	①事業内容や業界事業に熟知しており、社内や取引先の理解を得やすい ②承継のタイミング・スケジュール等が柔軟に決められる	①経営者としての資質・能力が課題になる ②会社の株式または事業を買い取る資金力が乏しいケースが多い ③現在の社長の個人保証の肩代わりができず、個人保証が抜けない可能性がある
第三者(M&A)	①広範囲から承継先として相応しい会社を選ぶことが可能 ②M&Aの想定シナリオは柔軟性が高い、売り手の要求には制約がない ③承継先とのシナジー効果、新規投資等でさらなる成長・発展が期待できる ④後継者育成の時間がかからない ⑤借入金などの債務は買い手企業に引き継がれ、債権者に迷惑がかからない(但し譲渡条件による)	①短期間で希望する譲渡先が見つかるとは限らない、早めに準備することが重要 ②成約・決済後、M&A仲介機関への手数料支払いの負担が生じる

相談のお申込み

直接センターにお電話いただくか、裏面の「事業引継ぎ相談申込書」に必要事項をご記入の上、メール・FAX・郵送にてお申込みください。

予約の確認

お申込み受付後、面談日時設定のご連絡をします。

センターへのご来訪

必要書類等※をご用意いただき、当センターへお越しいただきます。

※ご持参いただく資料

- ①決算書直近3期分(決算内訳書・税務申告書含む)、複数の企業が関係する場合、それぞれの会社の分をお持ちください。
- ②商業登記簿謄本
- ③事業の内容が分かる会社案内、製品カタログなど、詳しくは裏面の相談申込書をご参照ください。

ご連絡・お問い合わせ

宮崎県事業引継ぎ支援センター

〒880-0811 宮崎市錦町1番10号 KITENビル7階
TEL 0985-72-5151 FAX 0985-72-5152
Eメール shokei@miyazaki-cci.or.jp